

森林整備活動による二酸化炭素吸収量を認証します！

福島県では、県内の森林で社会貢献活動として企業や団体等が実施した森林整備活動の成果を二酸化炭素吸収量に換算し、認証する制度をスタートしました。

森林所有者との間で森林の所有等に関する協定を取り交わし、平成21年4月1日以降に実施された森林整備活動が認証の対象となります。

内容の詳細については、以下の内容及び「福島県森林整備活動による二酸化炭素吸収量認証制度実施要領」をご覧ください。

○ 認証の対象者

- ・ 森林所有者との間で森林の使用に関する協定を取り交わし、森林の整備を実施した企業・団体等(学校及び森林ボランティア団体等を含む)が対象です。

○ 認証の対象となる活動等

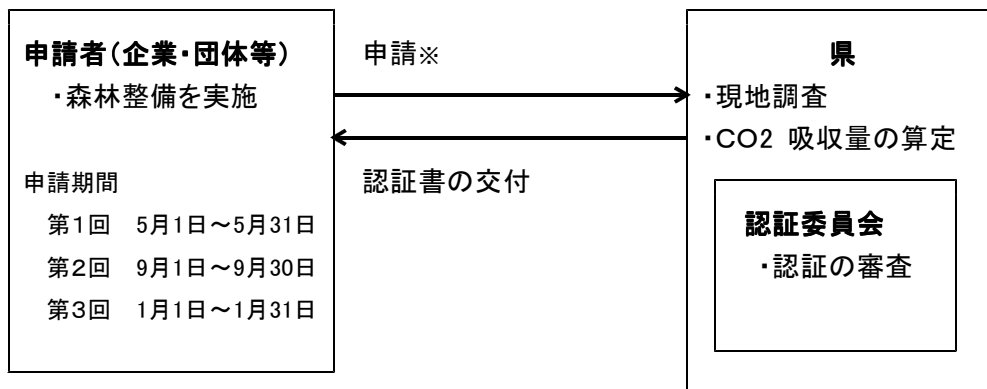
以下要件をすべて満たした森林整備活動が対象です。

- ・ 平成21年4月1日以降に福島県内の森林で行った森林整備(植栽、萌芽整理、下刈り、除伐、間伐など)であること。
- ・ 社会貢献活動を目的として行い、森林の健全な生育を促進する森林整備であること。
- ・ 森林整備の面積が0.1ha以上であること。

森林整備活動の方法は以下のいずれかによります。

- ・ 企業・団体等の従業員等が参加した森林整備活動
- ・ 企業・団体等が費用を提供した森林整備活動(但し、自らが所有する森林を森林組合等に委託した場合は該当しません。)

○ 申請から認証までの流れ



※申請は森林整備活動を実施した森林(申請地)を所管する県農林事務所にて受け付けます。

※申請書の受け付け後に現地調査を行い、認証委員会による審査を行います。

○ 申請書提出先(問い合わせ先)

農林水産部 森林計画課 024-521-7425

県北農林事務所森林林業部 024-521-7706

県南農林事務所森林林業部 0247-33-2121

南会津農林事務所森林林業部 0241-62-5371

相双農林事務所富岡林業指導所 0240-22-5111

県中農林事務所森林林業部 024-935-1361

会津農林事務所森林林業部 0241-24-5731

相双農林事務所森林林業部 0244-26-1171

いわき農林事務所森林林業部 0246-24-6191